

## ◎業務委託契約約款の主な改正点（追加）

### 知的財産権の移転等に関する事前承認の運用を明確化します。

#### 1. 第31条（知的財産権の帰属）の改正

第3項第四号のTLO他の用語の定義を明確にします。

<参考：改正案>

第31条第3項第四号（知的財産権の帰属）

- イ 乙が株式会社であって、その子会社又は親会社に（親会社若しくは子会社に）当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合
- ロ 乙が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に規定する承認事業者若しくは認定事業者に（承認TLO若しくは認定TLOに）当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合
- ハ 乙が技術研究組合であって、（技術研究組合が）組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合

#### 2. 第33条（出願後の状況通知）、第34条（知的財産権の実施）の改正

提出を義務づけていた「第三者と約した書類の写し」の添付を省略することとし、関係条項を改正します。

<参考：改正案>

第33条第4項（出願後の状況通知）

- 4 乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲の承認を得て移転したときは、~~（第31条第5項に規定する第三者と約した書類の写し：削除）~~第31条の3第1項に規定する甲の承認書の写し及び書誌的事項を示す書類の写しを添付して様式第15による産業財産権等出願後状況通知書1通を遅滞なく甲に提出するものとする。

第34条第2項（知的財産権の実施）

- 2 乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲の承認を受けて専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしたときは、~~（第31条第5項に規定する第三者と約した書類の写し及び：削除）~~第31条の3第2項に規定する甲の承認書の写しを添付して様式第16による知的財産権利用届出書を遅滞なく甲に提出するものとする。

#### 3. 上記改正に伴う様式の変更

上記条文の改正に伴い、様式第13、様式第20を変更します。

<参考：改正案（裏面 様式第13）>

\* 様式第20の変更点は、様式第13と同内容のため省略

【改正案】

(様式第13)

平成 年 月 日

専用実施権等設定承認申請書

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
名 称  
氏 名 役職印

平成 年 月 日付け第 号平成 年度 {契約書表題記載} 委託契約に基づく開発項目「 」に係る知的財産権について、下記のとおり専用実施権等を設定したいので、業務委託契約約款第31条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、専用実施権等の設定若しくは移転を受ける者に同約款第31条第3項並びに第4項、第31条の3、第32条、第33条及び第34条の規定の適用に支障を与えないよう約定させます。

記

1. 専用実施権等(注1)を設定・移転しようとする知的財産権について

知的財産権の種類(注2)、 番号(注3)及び名称(注4)	移転元住所、名称	設定又は移転を受ける 者の住所、名称

2. 承認を受ける理由(注5)

(以下のいずれかを選択するとともに、別紙にてその具体的な理由を記載する)

(1) 専用実施権等の設定を受ける者(専用実施権者から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。)が、国内事業活動(製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等)において当該知的財産権を利用するため

(2) 専用実施権等の設定を受ける者が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため

(3) その他

契約管理番号 ○○○○○○○○-○